

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例

平成22年12月28日

条例第38号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 良好な景観の形成

第1節 景観計画（第6条－第8条）

第2節 行為の制限等（第9条－第16条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第17条－第20条）

第3章 景観まちづくりに係る施策

第1節 景観市民活動クラブ（第21条）

第2節 とことこ景観資源（第22条・第23条）

第4章 所沢市景観審議会（第24条－第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

わたしたちのまち所沢は、狭山丘陵に代表されるみどり豊かな自然とともに、鎌倉街道の拠点として発展し、日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の地でもあります。こうしたみどり、歴史・文化を背景に、県南西部の中核的な都市として発展し、今日の所沢の景観がつくられてきました。

わたしたちが住んでいるまちを思いおこすとき、まず目に浮かぶのはまちの景観ではないでしょうか。記憶にとどまる景観を通じて、ふるさとを身近に感じるとともに、美しい景観の中での日々の営みは、わたしたちの中にやさしい心やまちへの愛着を育んでくれます。

これまで人々の生活の中で大切に守りつくりられてきた景観を糧に、わたしたち

一人ひとりが身近なところから景観を活かしたまちづくりを進め、所沢を一層魅力あるまちにするとともに、さらに個性豊かな所沢らしい景観をみんなで織りあげていくため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、所沢市（以下「市」という。）における良好な景観の形成に必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関する必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働による景観まちづくりを推進し、もって地域の特性を活かした所沢らしい景観の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 良好な景観を形成するための活動をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内の土地又は建築物の所有者その他規則で定めるものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観を形成するための施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、第1項の施策の内容の啓発及び情報提供をしなければならない。

4 市は、市民及び事業者が行う景観まちづくりに対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら主体的に景観まちづくりに取り組み、良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業の実施に当たっては、自らの責任と負担において良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 良好な景観の形成

第1節 景観計画

(景観計画の変更の手續)

第6条 市は、景観計画（法第8条第1項の規定により市が定める景観計画をいう。以下同じ。）の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する所沢市景観審議会（以下この章及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(法第11条第2項に規定する条例で定める団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、所沢市街づくり条例（平成16年条例第1号）第12条第1項に規定する協議会とする。

(計画提案による景観計画の変更の判断の手續)

第8条 市は、法第12条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の変更の要否を判断しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなら

ない。

第2節 行為の制限等

(助言及び指導)

第9条 市長は、建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下この条において同じ。）又は工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下この条において同じ。）が景観計画に定める景観形成基準（以下「景観形成基準」という。第11条において同じ。）に適合しない場合において、建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(届出等)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転であつて、当該建築物の高さ（増築又は改築にあつては、増築後又は改築後の高さ。第3号において同じ。）が10メートルを超えるもの又は敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地の面積の合計。次号において同じ。）が500平方メートル以上のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該建築物の高さが10メートルを超えるもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、敷地の面積が500平方メートル以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転であつて、当該工作物の高さが10メートルを超えるもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で

あって、当該工作物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該工作物の高さが10メートルを超えるもの

(届出に係る添付図書)

第11条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、景観形成基準についての対応を記載した書面その他規則で定めるものとする。

(変更等の届出)

第12条 法第16条第1項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出の行為の完了までに氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 届出者は、当該届出の行為を廃止したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、第10条各号に掲げるものとする。

(変更命令の手続)

第14条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を講ずることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(報告)

第15条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

(1) 法第16条第1項の規定による届出がされている場合において、当該行為

の施行状況が当該届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき 当該届出者

- (2) 法第16条第1項の規定による届出がされていない場合において、着手している行為が当該届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき 当該行為を行っている者

(公表)

第16条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに命令に違反した事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第17条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を

変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うよう努めること。

(2) 景観重要建造物の滅失又は破損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検するよう努めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第19条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を公表するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、必要に応じて剪定又は下草刈りを行うよう努めること。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずるよう努めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第3章 景観まちづくりに係る施策

第1節 景観市民活動クラブ

(景観市民活動クラブ)

第21条 市民又は事業者は、景観まちづくりを主体的に実践する組織として、景観市民活動クラブを結成することができる。

- 2 景観市民活動クラブは、市に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録に係る内容は、公表するものとする。
- 4 市長は、景観市民活動クラブが登録の取消しの申出をしたとき、又は景観市民活動クラブとして適当でないと認めるときは、その登録を取り消すものとする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、景観市民活動クラブについて必要な事項は、規則で定める。

第2節 とことこ景観資源

(とことこ景観資源の指定等)

第22条 市長は、良好な景観を形成するものとして申請された建築物、工作物、樹木、樹林地、街路樹、公共施設、眺望、市民活動その他規則で定めるものを、景観資源候補として登録することができる。

- 2 前項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）若しくは所沢市文化財保護条例（昭和33年告示第35号）に基づく文化財又は市が認定した巨樹・巨木（次項において「文化財等」という。）については、適用しない。
- 3 市長は、文化財等及び第1項の規定により登録された景観資源候補のうちから、良好な景観の形成に資すると認めるものを、とことこ景観資源として指定することができる。
- 4 前項の規定は、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された文化財については、適用しない。
- 5 前各項に掲げるもののほか、とことこ景観資源の指定等について必要な事項は、規則で定める。

(とことこ景観賞)

第23条 市長は、前条第3項の規定により指定されたとことこ景観資源のうちから、特に良好な景観の形成に資するものを、とことこ景観賞として表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 所沢市景観審議会

(設置)

第24条 この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じて良好な景観の形成に関する事項について調査審議するため、所沢市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第25条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第29条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知がなされた行為であって、この条例の施行の日以後も引き続き行われているものについては、法第8条第1項の規定により埼玉県が定めた景観計画及び埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第46号）の例による。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

景観審議会委員	〃	7,900円
---------	---	--------